

市第2号議案

横浜市市税条例等の一部改正

横浜市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年5月21日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市市税条例等の一部を改正する条例

（横浜市市税条例の一部改正）

第1条 横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第23条中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この条及び第26条において同じ。）」を加える。

第34条の3第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「電磁的方法（法第317条の3の2第4項に規定する電磁的方法をいう。以下この節において同じ。）による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受け取ることができる措置を講じていることその他の同項の規定に基づく政令で定める要件を満たす」に、「法第317条の3の2第4項」を「同項」に改め、「（同項に規定する電磁的方法をいう。次条第4項において同じ。）」を削る。

第34条の4第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「電磁的方法による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に

受けることができる措置を講じていることその他の法第317条の3の3第4項の規定に基づく政令で定める要件を満たす」に、「法第317条の3の3第4項」を「同項」に改める。

第40条の7中「申告書」の次に「（以下「退職所得申告書」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

2 前項の場合において、退職所得申告書がその提出の際に經由すべき退職手当等の支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された時に市長に提出されたものとみなす。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払者が電磁的方法による当該退職所得申告書に記載すべき事項の提供を適正に受け取ることができる措置を講じていることその他の法第328条の7第3項の規定に基づく政令で定める要件を満たす場合には、同項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払者に受理されたとき」とあるのは「支払者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

附則第9条第1項中「第8項、第19項、第30項、第34項、第38項、第39項並びに第41項」を「第16項、第27項、第30項、第34項並びに第35項」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「附則

第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項を削り、同条中第13項を第11項とする。

附則第13条の5第3号中「附則第12条第30項各号」を「附則第12条第23項各号」に改める。

附則第17条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家

用の乗用のものを除く。)に対する第73条第2号の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用の対象となる3輪以上のガソリン軽自動車に対する第73条第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用の対象となる3輪以上のガソリン軽自動車に対する第73条第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は

、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第18条第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

第2条 横浜市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第9条中第11項を第12項とし、第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、6分の1とする。

第3条 横浜市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第9条第1項中「、第63条第1項又は第64条」を「又は第63条第1項」に改め、同条第12項を削る。

(横浜市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 横浜市市税条例等の一部を改正する条例（令和2年9月横浜市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、横浜市市税条例第33条の6第7項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第8項の改正規定中「第321条の8第54項」を「第321条の8第62項」に改め、同条第10項の改正規定中「第321条の8第56項後段」を「第321条の8第64項後段」に改め、同条第11項の改正規定中「第321条の8第57項」を「第321条の8第65項」に改め、同条第12項の改正規定中「第321条の8第63項」を「第321条の8第71項」に改め、同条第13項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第2条の規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日
  - (2) 第3条の規定及び附則第8項の規定 令和5年4月1日
  - (3) 第1条中横浜市市税条例（以下「市税条例」という。）第23条及び第34条の4第1項の改正規定並びに次項の規定 令和6年1月1日  
(市民税に関する経過措置)
- 2 前項第3号に掲げる規定による改正後の市税条例第23条及び第34条の4第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第34条の3第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の市税条例（以下「旧条例」という。）第34条の3第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 4 新条例第34条の4第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第34条の3第4項に規定する電磁的方法による新条例第34条の4第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第34条の3第4項に規定する電磁的方法

による旧条例第34条の4第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された旧条例附則第9条第4項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 旧条例附則第9条第12項の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。以下「改正法」という。）附則第12条第7項の規定によりなお従前の例によることとされる固定資産税については、なおその効力を有する。

8 第3条の規定による改正前の市税条例附則第9条第12項の規定は、改正法附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる固定資産税については、なおその効力を有する。

(軽自動車税に関する経過措置)

9 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

## 提 案 理 由

地方税法の一部改正等に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜

市第2号

市市税条例等の一部を改正する必要があるので提案する。



## 参 考

## 横浜市市税条例（抜粋）

上段	改正案
下段	現行

## 第1条関係

（個人の均等割の非課税）

第23条 法第295条第3項の規定により、区内に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、当該年度の初日の属する年の前年（以下この節において「前年」という。）の合計所得金額が350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この条及び第26条において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該乗じて得た金額に210,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

## 第34条の3（第1項から第3項まで省略）

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が電磁的方法（法第317条の3の所得税法第198条第2項に規定する電磁的方法をいう。以下この節において同する納税地の所轄税務署長の承認を受けている。）による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の同項の規定に基づく政令で定める要件を満たす場合には、同項法第317条の3の2第4項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう）

。次条第4項において同じ。)により提供することができる。

(第5項省略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第34条の4 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける第21条第1項第1号に掲げる者であつて、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第317条の3の3第1項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(第2項及び第3項省略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が電磁的方法による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けすることができる措置を講じていることその他の法第317条の3の3第4項の規定に基づく政令で定める要件を満たす場合には、同項法第317条の3の3第4項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書

に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

(第5項省略)

(退職所得申告書)

第40条の7 退職手当等の支払を受ける者は、法第328条の7第

1項に規定するところにより、その支払を受ける時まで、同項各号に掲げる事項を記載した申告書(以下「退職所得申告書」という。)を、その退職手当等の支払をする者を經由して、市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、退職所得申告書がその提出の際に經由すべき退職手当等の支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された時に市長に提出されたものとみなす。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払者が電磁的方法による当該退職所得申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の法第328条の7第3項の規定に基づく政令で定める要件を満たす場合には、同項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払者に受理されたとき」とあるのは「支払者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

附 則

(固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例)

第9条 法附則第15条(第2項第1号及び第5号、第16項、第27項、第30項、第34項並びに第35項を除く。以下この項において同じ。)、第15条の2、第15条の3、第63条第1項又は第64条に規定する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準は、第45条から第47条まで又は第130条第1項の規定にかかわらず、それぞれ法附則第15条から第15条の3まで、第63条第1項又は第64条の規定に規定する額とする。

(第2項及び第3項省略)

4 法附則第15条第8項に規定する償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の2を乗じて得た額とする。

4 法附則第15条第16項に規定する家屋及び償却資産に対して課  
5 法附則第15条第19項する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第45条、第46条又は第130条第1項の規定にかかわらず、法附則第15条第16項に規定する年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に2分の1(当該償却資産が法第389条の規定の適用を受ける場合にあつては、5分の3)を乗じて得た額とする。ただし、同項ただし書に規定する家屋及び償却資産にあつては、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に5分の2(当該償却資産が法第38

9条の規定の適用を受ける場合にあっては、2分の1)を乗じて得た額とする。

5/6 法 附則第15条第27項  
附則第15条第30項に規定する設備(同項第1号に掲げるものに限る。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に2分の1(当該設備が法第389条の規定の適用を受ける場合にあっては、3分の2)を乗じて得た額とする。

6/7 法 附則第15条第27項  
附則第15条第30項に規定する設備(同項第2号に掲げるものに限る。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に12分の7(当該設備が法第389条の規定の適用を受ける場合にあっては、4分の3)を乗じて得た額とする。

7/8 法 附則第15条第27項  
附則第15条第30項に規定する設備(同項第3号に掲げるものに限る。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の1(当該設備が法第389条の規定の適用を受ける場合にあっては、2分の1)を乗じて得た額とする。

8/9 法 附則第15条第30項  
附則第15条第34項に規定する設備に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の2を乗じて得た額とする。

9/10 法 附則第15条第34項  
附則第15条第38項に規定する固定資産に対して課する固定

資産税又は都市計画税の課税標準は、第45条、第46条又は第130条第1項の規定にかかわらず、法附則第15条第34項  
附則第15条第38項に規定する年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に3分の1（当該固定資産が法第389条の規定の適用を受ける場合にあっては、2分の1）を乗じて得た額とする。

10 法附則第15条第35項  
11 附則第15条第39項に規定する土地に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第45条又は第130条第1項の規定にかかわらず、法附則第15条第35項  
附則第15条第39項に規定する年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に2分の1を乗じて得た額とする。

12 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、零とする。

11  
13 （本文省略）

（高齢者等居住改修住宅等に対して課する固定資産税の減額に関する申告）

第13条の5 法附則第15条の9第4項に規定する高齢者等居住改修住宅又は同条第5項に規定する高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定による固定資産税の減額を受けようとする納税義務者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事（以下この条において「居住安全改修工事」という。）が完了した日から3月以内に、同条第6項に規定する総務省令で定める書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申告書により市長に申告しなければならない。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 政令 附則第12条第23項各号  
附則第12条第30項各号に掲げる者に該当する者の氏名  
及び当該者が当該各号のいずれに該当するかの別

(第4号から第6号まで省略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第17条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対  
する当該軽自動車が最初の第71条の2第3項に規定する車両番  
号の指定(次項から 第8項  
第5項までにおいて「初回車両番号指定」  
という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する  
年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第73条第2号の  
規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定  
中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字  
句とする。

(表省略)

- 2 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対す  
る第73条第2号の規定の適用については、当該軽自動車  
が平成  
31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指  
定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り  
、当該軽自動車  
が令和2年4月1日から令和3年3月31日ま  
での間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自  
動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中  
欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表省略)

- 3 法附則第30条第3項各号に掲げるガソリン軽自動車(ガソリ  
ンを内燃機関の燃料として用いるものをいう。以下 この条  
この項及び

\_\_\_\_\_において同じ。)のうち、3輪以上のものに対する第73条次項第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表省略)

- 4 法附則第30条第4項各号に掲げるガソリン軽自動車のうち、3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第73条第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表及び第5項省略)

- 6 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第73条第2号の規定の適用については、当該軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年



度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用の対象となる3輪以上のガソリン軽自動車に対する第73条第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用の対象となる3輪以上のガソリン軽自動車に対する第73条第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第18条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以

市第2号

上の軽自動車の前条第2項から~~第8項~~  
~~第5項~~までの規定の適用を受け  
る3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは  
、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する  
国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき  
当該判断をするものとする。

（第2項及び第3項省略）

第2条関係

附 則

（固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例）

第9条 （第1項から第10項まで省略）

11 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、6分の  
1とする。

12  
11 （本文省略）

第3条関係

附 則

（固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例）

第9条 法附則第15条（第2項第1号及び第5号、第16項、第27  
項、第30項、第34項並びに第35項を除く。以下この項において  
同じ。）、第15条の2、第15条の3又は第63条第1項  
、第63条第1項又は第64条  
に規定する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税  
の課税標準は、第45条から第47条まで又は第130条第1項の規  
定にかかわらず、それぞれ法附則第15条から第15条の3まで~~又~~  
は第63条第1項  
第63条第1項又は第64条の規定に規定する額とする。

（第2項から第11項まで省略）

12 法附則第64条に規定する条例で定める割合は、零とする。

## 横浜市市税条例等の一部を改正する条例（抜粋）

（	<u>上段</u>	<u>改正案</u>	）
（	下段	現行	）

第33条の6第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に、「よって」を「より」に改め、同条第2項中「よって」を「より」に、「第3項」を「第2項後段」に、「同条第22項」を「同条第34項」に改め、同条第3項中「よって」を「より」に、「その連結事業年度開始の日から6月」を「その事業年度開始の日から6月経過日（同項に規定する6月経過日をいう。以下この項において同じ。）の前日まで」に、「当該連結事業年度開始の日から6月」を「当該事業年度開始の日から6月経過日の前日まで」に改め、同条第4項中「又は各連結事業年度」を削り、「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に、「第4項、第22項又は第23項」を「第34項又は第35項」に改め、同条第5項中「又は各連結事業年度」を削り、「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に、「第4項、第22項又は第23項」を「第34項又は第35項」に改め、同条第6項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に、「第4項、第22項又は第23項」を「第34項又は第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第60項  
第321条の8第52項」に、「同条第42項」

を「同条第60項  
同条第52項」に改め、同条第8項中「第321条の8第44項」を「第321条の8第62項  
第321条の8第54項」に改め、同条第10項中「第75条の4第2項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第75条の4第2項」を「第75条の5第2項の規定により同項」に改め、「若しくは同法第81条の24の3第1項」を削り、「第321条の8第46項後段」を「第321条の8第64項後段  
第321条の8第56項後段」に、「第75条の4第1項」を「第75条の5第1項」に改め、「又は同法第81条の24の3第1項の規定により指定する期間（同条第2項において準用する同法第75条の4第5項の規定により当該期間として当該指定があったものとみなされた期間を含む。）」を削り、同条第11項中「第321条の8第47項」を「第321条の8第65項  
第321条の8第57項」に、「第321条の8第4項、第19項若しくは第23項」を「第321条の8第31項若しくは第35項」に改め、同条第12項中「第321条の8第53項」を「第321条の8第71項  
第321条の8第63項」に改め、同条第13項中「第321条の8第51項」を「第321条の8第69項  
第321条の8第61項」に改め、同条第14項中「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に改める。